

熊本県教育情報システム運用要綱

1 目的

熊本県教育委員会の教育情報システム(以下「システム」という。)は、熊本県立教育センター(以下「教育センター」という。)と公立小・中学校、県立学校等をネットワークで結ぶことにより、学校に居ながらにして教育情報の交換等を可能にし、もって、子どもの学習活動、教職員研修及び教育研究の推進を支援することを目的とする。

2 システムの管理

システムの管理は、教育センターが行う。

3 利用機関の範囲

利用機関の範囲は、原則として県内の次の機関等とする。

- (1) 公立小学校
- (2) 公立中学校
- (3) 公立高等学校
- (4) 公立特殊教育諸学校
- (5) その他の機関又は教育研究団体で教育センター所長(以下「所長」という。)が適当と認めたもの

4 利用の対象となる情報

- (1) 教育実践に関する情報
- (2) 教育研究に関する情報
- (3) 教育行政に関する情報

5 システムの運用時間及び利用時間

- (1) システムは、毎日24時間運用し、年中無休とする。ただし、保守点検作業を行うために、利用機関に通知することなく運用を中断する場合がある。
- (2) 利用機関がシステムを利用する時間は、原則として当該機関の始業時刻から終業時刻までとする。ただし、所属長が特に必要があると認める場合には、時間外にも利用することができる。

6 管理責任者及び運用担当者

- (1) システムを利用する機関等には、管理責任者と運用担当者を置く。
- (2) 管理責任者は、利用機関の所属長又は代表者が務め、システム利用についての全ての責任を負う。
- (3) 運用担当者は、管理責任者の監督の下、システムの円滑な利用に努める。

7 システムの利用手続

- (1) システムを利用しようとする機関は、「熊本県教育情報システム利用申請書」(別紙様式1-1)を郵送等の方法により所長あてに提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 所長は、申請があったときは内容を審査し、適当と認めるものについては「熊本県教育情報システム利用承認書」(別紙様式2)を交付するものとする。

8 利用機関の遵守事項

- (1) 利用機関は、システムの利用に当たっては、1の目的に沿った利用を行うものとし、私的な利用を行ってはならない。
- (2) 利用機関は、システムの利用に当たっては、利用機関のアドレスやパスワードを用いて行うものとする。
なお、アドレスやパスワードは、利用機関の責任において管理するものとし、これを他に利用させてはならない。
- (3) 利用機関は、システムの利用に当たって、次の行為をしてはならない。
 - ア 公の秩序に反する行為
 - イ 犯罪的行為に結びつく行為

- ウ 著作権その他の権利を侵害する行為
- エ 個人情報の保護を目的とする条例に違反する行為
- オ 法令に違反する行為
- カ 営利を目的とする行為
- キ 人権侵害につながるおそれのある行為
- ク 他に不利益を与えるおそれのある行為
- ケ システム侵入、破壊に関する行為
- コ その他、所長が不相当と判断する行為

9 登録された情報の削除

所長は、システムに登録された情報が8の規定のいずれかに違反する行為に基づくもの又はそれに準ずるものと判断した場合には、利用機関に通知することなく当該情報を削除することができる。

10 利用承認の取消し

所長は、利用機関が8の規定のいずれかに違反したときは、利用の承認を取り消すことができる。

11 利用機関の責任

システムを利用したために生じた損害や問題に対する一切の責任は、利用機関に帰するものとし、教育センターはいかなる責任をも負わない。

12 システムの活用

(1) ホームページの登録

ホームページは、利用機関がWWWによって情報の収集や発信に利用する場となるものである。

ア 管理責任者及び運用担当者

(ア) ホームページを登録する機関等には、管理責任者と運用担当者を置く。

(イ) 管理責任者は登録機関の所属長が務め、ホームページ運用についての全ての責任を負う。

(ウ) 運用担当者は、管理責任者の監督の下、ホームページの作成・維持管理に努める。

イ システムへの登録手続

(ア) システムにホームページを登録しようとする機関は、「熊本県教育情報システムホームページ登録申請書」(別紙様式3)を郵送等の方法により所長あてに提出し、その承認を受けなければならない。

(イ) 所長は、申請があったときは内容を審査し、適当と認めるものについては「熊本県教育情報システムホームページ登録承認書」(別紙様式4)を交付するものとする。

ウ ホームページの運用については、別途定める規程による。

(2) ワークショップの登録

ワークショップは、教育研究団体がネットワーク上で特定のテーマごとに討議や研究活動・実践活動を行う場である。

ア 管理責任者及び運用担当者

(ア) ワークショップを登録する機関等には、管理責任者と運用担当者を置く。

(イ) 管理責任者はワークショップを開催する教育研究団体の代表者が務め、ワークショップのホームページ(以下「ワークページ」という。)運用についての全ての責任を負う。

(ウ) 運用担当者は、管理責任者の監督の下、ワークページの作成・維持管理に努める。

イ システムへの登録手続

(ア) システムにワークショップを登録しようとする教育研究団体は、「熊本県教育情報システム利用申請書」(別紙様式1-2)及び「熊本県教育情報システムワークショップ登録申請書」(別紙様式5)を郵送等の方法により所長あてに提出し、その承認を受けなければならない。

(イ) 所長は、申請があったときは内容を審査し、適当と認めるものについては「熊本県教育情報システム利用承認書」(別紙様式2)及び「熊本県教育情報システムワークショップ登録承認書」(別紙様式6)を交付するものとする。

ウ ワークショップの運用については、別途定める規程による。

(3) ソフトウェアライブラリ

ソフトウェアライブラリは、教育センターがシステムの利用者に対して教育用ソフトウェアを提供する場である。

ソフトウェアライブラリへの登録、供給及び閲覧については、「ソフトウェアライブラリ運営要綱」による。

1.3 その他

(1) 所長は、利用機関に通知することなくシステムの通信に関する諸条件を変更することができる。

(2) 所長は、利用状況、利用上の問題点及び改善すべき内容等について、必要に応じ、利用機関から報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

熊本県教育情報システムホームページ運用規程

1 管理責任者等の明示

ホームページには、「熊本県教育情報システム登録機関」である旨の表記と、機関の名称、住所、電話番号、管理責任者名、運用担当者名、問い合わせ先、情報の更新期日等、必要な情報を掲載すること。

2 関係法令等の遵守

- (1) ホームページ作成に当たっては、著作権、知的所有権、肖像権等の保護を目的とする法令に違反する行為をしないこと。
- (2) 児童生徒の作品の掲載に当たっては、本人の承諾を得るなど、適切な手だてをとること。
- (3) 本規程のほか、地方公共団体の条例・規則及び教育委員会等の申し合わせ事項等がある場合は、遵守すること。

3 個人情報の保護

ホームページに児童生徒の情報を掲載するに当たっては、個人情報の保護に配慮すること。

- (1) 児童生徒の氏名については、フルネームでの表記をしないこと。
- (2) 児童生徒の写真については、個人が特定できないようにすること。
- (3) 児童生徒の年齢、住所、電話番号、生年月日、家族関係等プライバシーに関わる事項は掲載しないこと。
- (4) 児童生徒の意見や主張、感想等については、個人が特定できないようにすること。

4 情報発信のモラル

- (1) 他人を誹謗中傷する表現はしないこと。
- (2) 虚偽の表現はしないこと。
- (3) 特定の政治活動や宗教活動、個人の信条等を支援又は誹謗する表現はしないこと。

5 人権への配慮

ホームページ作成に当たっては、人権を尊重し、不適切な表現等はしないこと。特に、身体、性、学歴、出身、民族、宗教、病気等の表現に当たっては、十分な配慮をすること。

6 リンク

- (1) 本システム登録機関間のリンクは自由に行うことができる。
- (2) ホームページから、本システム登録機関以外の教育上有用な内容を有するURLにリンクする場合は、必ず相手の許諾を得ること。

7 ホームページの更新

本システムの効果的な活用を促すため、ホームページの情報の更新に努めること。

熊本県教育情報システムワークショップ運用規程

1 管理責任者等の明示

ワークページには、「熊本県教育情報システム登録ワークショップ」である旨の表記と、ワークショップの名称、趣旨、管理責任者名、運用担当者名、問い合わせ先、情報の更新 期日等、必要な情報を掲載すること。

2 関係法令等の遵守

(1) ワークページ作成に当たっては、著作権、知的所有権、肖像権等の保護を目的とする法令に違反した行為をしないこと。

(2) 児童生徒の作品の掲載に当たっては、本人や本人の在籍校の校長の承諾を得るなど、適切な手だてをとること。

(3) 本規程のほか、地方公共団体の条例・規則及び教育委員会等の申し合わせ事項等がある場合は、遵守すること。

3 個人情報の保護

ワークページに児童生徒の情報を掲載するに当たっては、個人情報の保護に配慮すること。

(1) 児童生徒の氏名については、フルネームでの表記をしないこと。

(2) 児童生徒の写真については、個人が特定できないようにすること。

(3) 児童生徒の年齢、住所、電話番号、生年月日、家族関係等プライバシーに関わる事項は掲載しないこと。

(4) 児童生徒の意見や主張、感想等については、個人が特定できないようにすること。

4 情報発信のモラル

(1) 他人を誹謗中傷する表現はしないこと。

(2) 虚偽の表現はしないこと。

(3) 特定の政治活動や宗教活動、個人の信条等を支援又は誹謗する表現はしないこと。

5 人権への配慮

ワークページ作成に当たっては、人権を尊重し、不適切な表現等はしないこと。特に、身体、性、学歴、出身、民族、宗教、病気等の表現に当たっては、十分な配慮をすること。

6 リンク

ワークページから、他の教育上有用な内容を有するURLにリンクする場合は、必ず相手の許諾を得ること。

7 ワークページの更新

本システムの効果的な活用を促すため、ワークページの情報の更新に努めること。